

表 2 障害程度区分医師意見書書き方のポイント

1) 特記すべき事項記載欄

- (1) 障害状況、障害の変動性、生活上の障害、支援の必要性など障害程度区分認定の審査やサービス利用計画作成に必要な医学的な意見を書く。
- (2) 認知障害、記憶障害、注意障害、遂行機能障害など高次脳機能障害がある場合、具体的に障害状況を記載する。
- (3) 行動関連、精神関連、手段的日常生活能力などの項目に関して、医師の見地から具体的に障害状況を記載する。

2) 精神障害の機能評価：精神症状・能力障害の二軸評価、生活障害評価関係がある場合に記載し、障害がない場合は未記入とする。